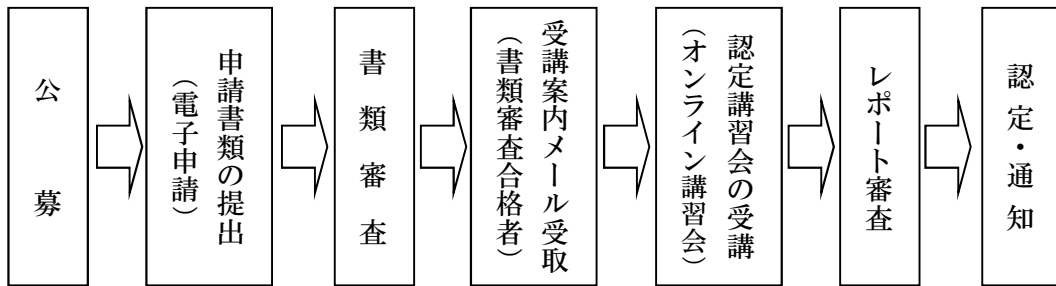


「令和5年度 建設局工事監督補助業務に関する技術者等」申請要領

本要領は、「建設局工事監督補助業務に関する技術者等」（以下「工事監督補助技術者等」という。）の認定までの手続き等について定めたものである。

1 認定までの流れ

(1) 【新規】申請者の場合



1) 公募

募集は、「東京都建設局ホームページ」等で公表する。

2) 申請書類の送付

- ・申請書類は「東京都建設局ホームページ」または「東京共同電子申請・届出サービス」から入手する。
- ・申請書類は、「3 申請について」に従って作成する。
- ・申請は「東京共同電子申請・届出サービス」の「令和5年度【新規】『工事監督補助技術者等の認定講習会（新規申請者）』参加申込」より申請する。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1697586795970>

※申請には**申請者IDの登録**が必要です。

「申請・手続き情報」>「申請者情報登録」から登録を行ってください。

3) 受講案内メールの受取り

申請書類の審査を行い、資格要件及び実務経験等を満たした申請者（書類審査合格者）に対し、東京都土木技術支援・人材育成センターから「認定講習会受講案内」「受講報告書」をメールで送付する。（講習日の7日前までに送付）

4) 工事施工管理業務におけるレポートの提出

「4 工事施工管理業務におけるレポート」に従い、令和5年12月13日までに「工事施工管理業務におけるレポート」を提出する。

5) 認定講習会の受講

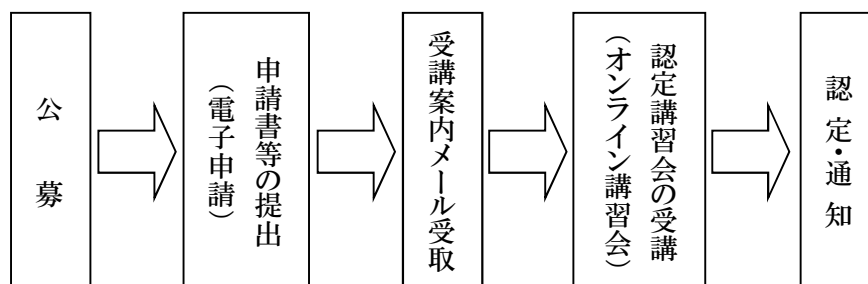
書類審査合格者は、「5 認定講習会（オンライン講習会）」に従い、認定講習会を受講す

る。

6) 認定・通知

「建設局工事監督補助業務に関する技術者等認定審査委員会」の審査を経て、工事監督補助技術者等に認定した者に「認定証」(PDF)を電子メールにて通知する。

(2) 【更新】申請者の場合



1) 公募

募集は、「東京都建設局ホームページ」等で公表する。

2) 申請書類の送付

- ・申請書類は「東京都建設局ホームページ」または「東京共同電子申請・届出サービス」から入手する。
- ・申請書類は、「3 申請について」に従って作成する。
- ・申請は「東京共同電子申請・届出サービス」の「令和5年度【更新】『工事監督補助技術者等の認定講習会 (更新申請者)』参加申込」より申請する。

(<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1696561233727>)

※申請には**申請者IDの登録**が必要です。

「申請・手続き情報」>「申請者情報登録」から登録を行ってください。

3) 受講案内メールの受取り

申請書類の審査・確認を行い、東京都土木技術支援・人材育成センターから「認定講習会受講案内」「受講報告書」を電子メールで送付する。(講習日の7日前までに送付)

4) 認定講習会の受講

「5 認定講習会 (オンライン講習会)」に従い、認定講習会を受講する。

5) 認定・通知

「建設局工事監督補助業務に関する技術者等認定審査委員会」の審査を経て、工事監督補助技術者等に認定した者に、「認定証」(PDF)を電子メールにて通知する。

2 「工事監督補助技術者等」の種類と認定要件

(1) 種類

工事監督補助技術者等とは、工事監督補助業務の「管理技術者」と「工事監督補助技術者」の2種類である。

なお、「管理技術者」の認定を受けた方は、「工事監督補助技術者」の認定も同時に受けたものとする。

(2) 工事監督補助技術者等の定義

工事監督補助技術者等とは、工事監督補助業務の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う「管理技術者」と、管理技術者のもとで工事監督補助業務の実務を担当する「工事監督補助技術者」である。

(3) 有効期間

1) 認定資格の有効期間は、認定証発行の翌年度から3年間とする。

2) 認定資格を継続（更新）する場合は、資格満了年度に行われる認定講習会を受講することにより、有効期間を3年間延長するものとする。

なお、この場合「工事施工管理業務におけるレポート」の提出は免除する。

(4) 認定要件

「管理技術者」、「工事監督補助技術者」の認定要件は、下記の資格要件及び実務経験等を有し、東京都建設局が実施する「認定講習会」（「工事施工管理業務におけるレポート」審査有）の修了者とする。

1) 管理技術者

下記の①～④の何れかに該当する者とする。

- ① 技術士（総合技術監理部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門）、又は1級土木施工管理技士、1級造園施工管理技士の資格を1資格以上有している者のうち、以下の2要件のいずれかを満たす者
 - ・ 東京都建設局発注工事の元請負業者における主任技術者等^{注1)}の経験が5工事以上又は東京都等^{注2)}発注の工事監督補助業務委託等における管理技術者の経験が1委託以上ある者
 - ・ 東京都等^{注2)}発注工事の担当監督員の経験が2年以上ある者（担当監督員の経験には、総括監督員及び主任監督員の経験を含めることができる。）
- ② 東京都等^{注2)}発注の工事監督補助業務委託等における監督補助技術者の経験が3委託又は1年以上ある者
- ③ 東京都等^{注2)}発注工事の総括監督員の経験が2年以上ある者
- ④ 東京都等^{注2)}発注工事の主任監督員の経験が5年以上ある者（主任監督員の経験には、総括監督員の経験を含めることができる。）

2) 工事監督補助技術者

下記の①～⑤の何れかに該当する者とする。

- ① 技術士（総合技術監理部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門）、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士の資格を1資格以上有している者のうち、以下の2要件いずれかを満たす者
 - ・ 東京都建設局発注工事の元請負業者における主任技術者等^{注1)}の経験が3工事以上又は東京都等^{注2)}発注の工事監督補助業務委託等における監督補助技術者の経験が1委託以上ある者
 - ・ 東京都等^{注2)}発注工事の担当監督員の経験が1年以上ある者（担当監督員の経験には、総括監督員及び主任監督員の経験を含めることができる。）
- ② 東京都等^{注2)}発注工事の総括監督員又は主任監督員の経験が2年以上ある者（主任監督員の経験には、総括監督員の経験を含めることができる。）
- ③ 東京都等^{注2)}発注工事の担当監督員の経験が3年以上ある者（担当監督員の経験には、総括監督員及び主任監督員の経験を含めることができる。）
- ④ 東京都建設局における工事等主管課の在籍が10年以上ある者
- ⑤ 東京都財務局経理部検収課または東京都建設局庶務課検査担当の在籍が2年以上ある者

注1)「主任技術者等」とは、「主任技術者、監理技術者」とする。

注2)「東京都等」とは、「東京都各局、東京都政策連携団体活用戦略に基づく東京都政策連携団体・事業協力団体、国土交通省、道府県、東京都特別区、政令市、中核市、東・中・西日本高速道路株式会社、本四高速道路株式会社、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、地方共同法人日本下水道事業団」とする。

※令和5年度より注2)「東京都等」に「道府県、東京都特別区、政令市、中核市」を追加しました。

3 申請について

(1) 申請に必要な書類

申請に必要な書類（①～③）は、「東京都建設局のホームページ」または「東京共同電子申請・届出サービス」から入手する。

- ①-1【更新】建設局工事監督補助業務技術者等 更新申請書
- ①-2【新規】建設局工事監督補助業務技術者等 認定申請書
- ② 【新規】経歴書・保有資格証明書
- ③ 【新規】実務経験等証明書
- ④ 【新規】資格者証等の写し（該当者のみ）

(2) 申請書類の送付

1)【新規】申請者

申請書類①-2～④を、「東京共同電子申請・届出サービス」の「令和5年度【新規】『工事監督補助技術者等の認定講習会（新規申請者）』参加申込」より申請する。

2)【更新】申請者

申請書類①-1 を、「東京共同電子申請・届出サービス」の「令和5年度【更新】『工事監督補助技術者等の認定講習会（更新申請者）』参加申込」より申請する。

4 【新規】工事施工管理業務におけるレポート

【新規】申請者は、**令和5年12月13日まで**に、「工事施工管理業務におけるレポート」を電子メールで下記宛に提出する。

提出先：東京都土木技術支援・人材育成センター 技術支援課 人材育成担当 送信先メールアドレス： S1000314@section.metro.tokyo.jp 件名：R5 認定講習会レポートの提出【各自の整理番号】 添付ファイル名：R5 レポート【各自の整理番号】
--

レポートは、所定の用紙を使用し、800字以上～1,200字程度で記述（手書きしたものをスキャンしての提出も可）する。字数は文字が記入されている行ごとに20字として数える。字数が800字に満たない場合は評定しないものとする。なお、図・表等は別紙（任意様式）に記述するものとし、字数に含まないものとする。

令和5年度の「工事施工管理業務におけるレポート」の題名は、次のとおりとする。

昨今、建設業において、熱中症や高所からの墜落等により工事中の作業員の死亡事故が発生している。そのため、今後、建設現場における工事中の事故の防止対策を一層推進していくことが求められている。

こうした中で、工事中の作業員の事故を防止するために、工事施工管理業務を行う際に配慮すべきことについて、あなたの考えを述べて下さい。

5 認定講習会（オンライン講習会）

- ・工事監督補助技術者等の書類審査合格者に対し、認定講習会を実施する。
- ・認定講習会は Zoom ミーティングで行う。
- ・認定講習会資料は、東京都建設局のホームページから入手する。
- ・認定講習会受講後、受講報告書を受講の翌日までに提出する。提出方法は、後日認定講習会の受講案内メール時に掲載する。

6 認定証の交付

(1) 【新規】申請者

「認定講習会」を修了し、「受講報告書」を提出、かつ「工事施工管理業務におけるレポート」を提出した方に対し、「建設局工事監督補助業務に関する技術者等認定審査委員会」の審査を経て、東京都建設局長が工事監督補助技術者等に認定した者に「認定証」（PDF）を通知する。

(2) 【更新】申請者

「認定講習会」を修了し、「受講報告書」を提出した方に対し、東京都建設局長が工事監

督補助技術者等に認定した者に「認定証」(PDF)を通知する。

(3)「認定証」(紙)

紙の「認定証」が必要な方は、「認定証送付用封筒」(角2封筒などに140円分の切手を貼付し、送付先住所・氏名を記載したもの)を下記まで提出すること。(郵送可)

住 所：〒136-0075 東京都江東区新砂 1-9-15 提出先：東京都土木技術支援・人材育成センター 技術支援課 人材育成担当
--

(4) 審査の結果、不合格となった方には、その旨を通知する。

7 その他

(1) 認定の失効

工事監督補助技術者等が違法行為等を行った場合、「建設局工事監督補助業務に関する技術者等認定審査委員会」の審査を経て、認定が取り消される場合がある。

(2) 氏名、現住所、メールアドレス、勤務先の変更

「氏名、現住所、メールアドレス、勤務先」が変更された場合は、「東京都建設局ホームページ」から「建設局工事監督補助業務技術者等変更申請書」を入手して、東京都土木技術支援・人材育成センターあてにメールにて連絡し、登録の変更を行う。

(3) 認定の変更

- 1) 「工事監督補助技術者」認定を持つものが、「管理技術者」の認定を受ける場合、再度、新規認定申請者と同一の手続き(申請、講習会の受講、レポート提出等)を取ること。
- 2) 「工事監督補助技術者」認定を受けたものが、「管理技術者」の認定を受けた場合、その時点で「工事監督補助技術者」認定の登録番号は消去される。

(4) 失効後の再申請

「工事監督補助技術者」、「管理技術者」認定の更新を行わず、同認定を失効したものが、再度同認定を申請する場合、新規認定申請者と同一の手続き(申請、認定講習会の受講、レポート提出等)を行うこと。

8 個人情報の取り扱いについて

本申請等で提出された氏名、生年月日、住所等の個人情報は、「工事監督補助技術者等」制度の遂行のためのみに利用し、それ以外の目的で利用しない。

9 申請書等の問合せ先

〒136-0075 東京都江東区新砂 1-9-15

東京都土木技術支援・人材育成センター 技術支援課 人材育成担当

電 話：03-5683-1532

メールアドレス：S1000314@section.metro.tokyo.jp